市民税・県民税申告 よくある質問と回答



Q 前年中はまったく収入が無かったのですが、市民税・県民税申告書の提出は必要ですか?

申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できず、国民健康保険税の軽減が受けられない、 所得証明や課税証明(非課税証明)が発行できない等、各種の行政サービスを受けるときに支障をきたす場合 があります。そのため、収入がなかったという申告が必要です。



私は市民税・県民税の申告をする必要があるようなのですが、もし申告をしなかったらどうなりますか? Q

例えば、医療費控除や扶養控除、障害者控除等の各種控除について、申告を忘れてしまうと、本来納めるべき 税額よりも過大に計算されてしまう場合があります。

また、市民税・県民税申告は、あなたの市民税・県民税の税額のほか、介護保険料・国民健康保険税等の 各種金額を決定する資料となるばかりでなく、保育園の入所や公営住宅の入居、その他種々の申請の際に 必要となる所得証明や課税証明(非課税証明)を発行するための基礎資料にもなります。



Q 税務署の職員に「所得税の確定申告の提出は不要です」と言われましたが、市民税・県民税の申告もしなくて

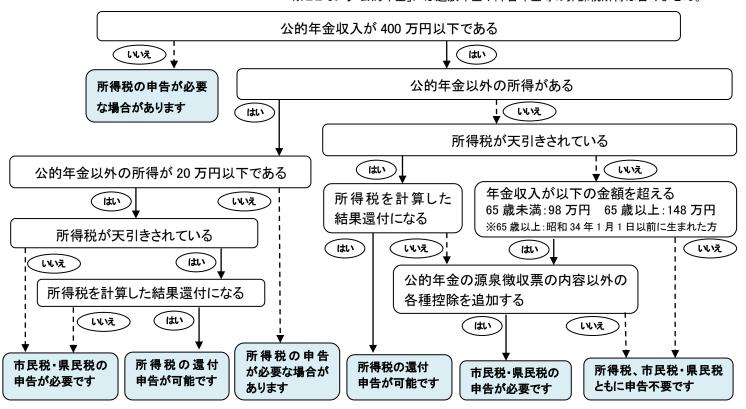
よいのでしょうか。 所得税の確定申告書の提出は不要でも、市民税・県民税申告は必要な場合があります。 あなたが右ページの「1 申告が必要な人」に該当する場合は市民税・県民税申告書を提出してください。 申告が必要かどうか分からない場合は、税務課個人市民税係にお問い合わせください。

得の種

事業所得	営業所得	製造業、卸・小売業、金融・保険業、建設業、サービス業等の営業から生ずる所得
	農業所得	米、麦、野菜、花、果物等の栽培又は酪農等の農業から生ずる所得
不動産所得		不動産の貸付、不動産上の権利の貸付、広告看板取付による所得(農地の小作料収入を含む)
利子所得		公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配金の所得(源泉徴収されたものは除く)
配当所得		法人から受ける利益の配当、余剰金の分配、株式投資信託等の収益の分配金の所得
給与所得		給与、賃金(パート、アルバイト含む)、賞与、専従者給与等の所得
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給等の公的年金による所得
推別1守	その他	生命保険契約等に基づく年金、講演料、原稿料等の所得
総合譲渡所得		車両、機械、特許権、著作権、書画、骨とう品、貴金属等を譲渡した所得
一時所得		保険契約等による一時金(満期・解約等)、懸賞の当選金、賞品等による所得
分離譲渡所得		土地、建物、株式等を譲渡した所得
山林所得		山林を伐採して譲渡、又は立木のまま譲渡することにより生ずる所得

公的年金を受給している方のための申告判

※ここでいう「公的年金」には遺族年金や障害年金等の非課税所得は含みません。



令和6年度分 市民税・県民税 申告のご案内

○ あなたの前年中の収入金額等について、下記の「1 申告が必要な人」に該当する場合は、裏面を参考に必要事項を記入 の上、提出してください。なお、この申告書は前年の課税状況から申告が必要になると思われる人や、前年中に市民税・ 県民税申告書を提出した人にお送りしています。

※当案内文書中にある「前年中」とは全て「令和5年1月1日から令和5年12月31日まで」のことを指します。

し上越市では「令和6年度分 市民税・県民税申告」及び「令和5年分の所得税の確定申告」の申告相談会を開催します。 詳しくは、広報上越 1 月号またはホームページ(www.city.joetsu.nijgata.jp)をご覧ください。

申告が必要な人

令和6年1月1日現在、上越市に住所がある(お住まいの)人で、

所得税の確定申告をしない人のうち、前年中の所得状況が次に該当する人は申告してください。

- ※公的年金を受給している方は、左ページの「公的年金を受給している方のための申告判定図」をご確認ください。
- ①事業所得・不動産所得・総合課税の対象となる配当所得・一時所得やその他雑所得等の所得があった人
- ②給与所得がある人で、勤務先から上越市に給与支払報告書が提出されていない人(勤務先に確認してください。)
- ③給与所得や公的年金等所得がある人で、源泉徴収票の内容変更のほか各種控除(医療費控除等)を追加する人
- ④所得がなかった人または、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみ受給している人
- ⑤上越市外のどなたかの税法上の扶養親族になっている人
- ※税法上の扶養親族とは、年末調整や申告等による扶養親族のことであり、社会保険の扶養とは異なります。

2 申告の必要がない人(前年中の収入状況等が次に該当する人)

- ①所得税の確定申告をする人 ②収入が給与所得のみで、「1 申告が必要な人」の②・③にあてはまらない人
- ③収入が公的年金等所得のみで、「1 申告が必要な人」の③にあてはまらない人
- ④上越市内のどなたかの税法上の扶養親族になっている人(上記「1 申告が必要な人」の⑤※を参照)

3 申告に必要なもの(③~9は前年中の内容がわかるもの)

- ①市民税・県民税申告書
- ②マイナンバー関係書類 (i)通知・(記載事項に変更のない場合のみ)及び運転免許証等の本人確認書類
- (ji)マイナンバーカード (jii)マイナンバー記載の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書及び運転免許証等の本人確認書類※(j)~(jii)のいすれかが必要
- ③給与所得または公的年金等の源泉徴収票(複数ある場合は全ての源泉徴収票)
- ④事業・不動産所得者は、収支内訳書・所得計算に必要な帳簿書類等
- ⑤医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書(支払額・受診機関・受診者等の記載あり)、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) を受ける人はセルフメディケーション税制の明細書
- ⑥介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税納付額のお知らせ
- ⑦国民年金保険料・生命保険料等・地震保険料等の支払い額を証明する書類
- ⑧障害者控除を受ける人は、障害者手帳・障害者控除対象者認定書等の障害の程度を証明する書類
- ⑨寄附金税額控除を受ける人は、受領書
- ⑩勤労学生控除を受ける人は、学生証や学校・法人から発行される証明書
- ⑪国外居住親族の扶養控除等を受ける人は、親族関係書類(日本人…戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書 の写し及び旅券の写し、外国人…出生・婚姻証明書等)及び送金関係書類(30~69歳は38万円以上の送金) ※親族関係・送金関係のいずれの書類も外国語で作成されている場合はその翻訳文も必要 ※対象者が30~69歳かつ留学生か障害者 であれば証明できるものも必要
- ◎ 申告書の提出期限・提出方法

令和6年3月15日(金) ※期限厳守でお願いします。

- ●郵送の場合・・・必要書類(控除証明書、マイナンバー関係書類の写し等)を同封し、 税務課個人市民税係へ郵送してください。
- ●持参の場合・・・税務課個人市民税係または各総合事務所へお持ちください。
- ※ファックスや電子メールによる申告は受け付けていません。

↓切り取って封筒に貼ってお使いいただけます。 **T**943-8601

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市役所

税務課 個人市民税係 【申告書在中】

◎ 問合せ・提出先

上越市役所 税務課 個人市民税係

a 025-520-5650

市民税・県民税の所得金額等の計算方法について 和 6 年度分

「収入金額」・「所得金額」とは

「収入金額」とは、事業(農業、漁業、自営業、不動産賃貸等)の場合、いわゆる売上金額 がそのまま収入金額となります。会社に勤務されている場合、手取り額ではなく源泉徴収税 額や特別徴収税額や社会保険料等が天引きされる前の金額が収入金額となります。公的年金 を受給されている場合、振り込まれた金額ではなく源泉徴収税額や特別徴収税額や社会保険 料等が天引きされる前の金額が収入金額となります。

「所得金額」とは、事業(農業、漁業、自営業、不動産賃貸等)の場合、収入金額から必要 経費を差し引いた金額が所得金額になります。会社に勤務されている場合、実際の必要経費 ではなく、給与収入金額に応じて定められている給与所得控除額を給与収入金額から差し引 いた額が給与所得金額になります。公的年金を受給されている場合も、年金支払額に応じて 定められている年金所得控除額を年金収入金額から差し引いた額が年金所得金額になりま す。

※この文書中にある「収入」・「所得」は全て前年中(令和5年1月1日から令和5年12月 31 日まで)の収入金額や所得金額のことを指します。

給与所得・雑(公的年金等)所得の計算

〇給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額(a)	給与所得の金額	※1 円未満の端数切捨て
~ 550, 999	0円	
551, 000 ~ 1, 618, 999	(a) - 550,000円	
1, 619, 000 ~ 1, 619, 999	1, 069, 000 円	
1, 620, 000 ~ 1, 621, 999	1, 070, 000 円	
1, 622, 000 ~ 1, 623, 999	1, 072, 000 円	
1, 624, 000 ~ 1, 627, 999	1, 074, 000 円	
1, 628, 000 ~ 1, 799, 999	(a) $\div 4 = (b)$	(b) × 2.4 + 100,000円
1, 800, 000 ~ 3, 599, 999	※(b)は千円未満の	(b) × 2.8 - 80,000円
3, 600, 000 ~ 6, 599, 999	端数切捨	(b) ×3.2 - 440,000円
6, 600, 000 ~ 8, 499, 999	(a) × 0. 9 - 1, 100, 00	00円
8, 500, 000 ~	(a) - 1,950,000円	

- ※給与の収入金額が850万円を超え、(1)のいずれかに該当する場合は、(2)の所得金額調整 控除額を給与所得から控除できます。
- (1)適用対象者
- ・本人が特別障害者に該当する人 ・年齢が 23 歳未満の扶養親族を有する人 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
- (2)所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円}×10%=控除額(小数点以下切上げ)

- (注)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制 限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、 夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方がこ の控除の適用を受けることができます。この控除を適用する場合は市民税・県民税申告書裏面 「15 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。
- ※次の(1)に該当する場合は、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します(上記※ の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得金額から控除します)。
- (1)適用対象者

給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える人

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得 の金額(10万円超の場合は10万円)}-10万円=控除額

〇公的年金等に係る雑所得の速算表

●65 歳未満(昭和34年1日2日以後に生まれた人)

	カモログ区に上がったが
公的年金等の収入金額	雑所得の金額
の合計額(c)	※1 円未満の端数切捨て
~ 600,000	0円
600, 001 ~ 1, 299, 999	(c) -600,000 円
1, 300, 000 ~ 4, 099, 999	(c) ×0.75-275,000円
4, 100, 000 ~ 7, 699, 999	(c) ×0.85-685,000円
7, 700, 000 ~ 9, 999, 999	(c) ×0.95-1,455,000円
10,000,000 ~	(c) -1, 955, 000 円

●65 歳以上 (昭和34年1月	1日以前に生まれた人)
公的年金等の収入金額	雑所得の金額
の合計額(c)	※1 円未満の端数切捨て
~ 1, 100, 000	0円
1, 100, 001 ~ 3, 299, 999	(c) -1, 100, 000 円
3, 300, 000 ~ 4, 099, 999	(c) ×0.75-275,000円
4, 100, 000 ~ 7, 699, 999	(c) ×0.85-685,000円
7, 700, 000 ~ 9, 999, 999	(c) × 0.95-1,455,000円
10, 000, 000 ~	(c) -1, 955, 000 円

※上記の「公的年金等に係る雑所得の速算表」は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係 る合計所得金額が1,000万円以下の場合に対応した計算表です。公的年金等に係る雑所得 以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は違う計算となりますので、 詳細は税務課個人市民税係へお問い合わせください。

计全任			🖹 の計算			
1121	険料控除	前年中に支払った、国民健康保険		・国民年金等の保険制度	料の合計額	
小規模	企業共済等				企業型・	
掛金控	除	個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の合計額				
		前年中に、生命保険や生命共済の	の保険料を支	払った場合		
		▲平成24年1月1日以降に		B 平成 23 年 12 月 31		
		締結した保険契約等(新契約) 締結した保険契約等(旧契約)				
		①新生命保険料の計 ②旧生命保険料の計				
		③新個人年金保険料の計		④旧個人年金保険料	りの計	
		⑤介護医療保険料の計				
		→				
		支払保険料の計画 控隊	額	支払保険料の計®	控除額	[
		~12,000円 🖹の全額		~15,000円	®の全額	
		12,001~32,000 円 (A)×1/2+6,000 円		15,001~40,000円	$\mathbb{B} \times 1/2 + 7,50$	00円
				40,001~70,000円	B×1/4+17,	500円
4		56, 001 円~ 28, 000 円 70, 001 円~ 35, 000 円				
	i保険料	①~⑤の区分ごとに上記の	計算式により	控除額を質出(小数)	5以下切上げ)	
控除	į	①新生命保険控除額 ⑦	1157241-0-7	一般生命保険料招		
		②旧生命保険控除額 ⑦		ア~ウのうち一番		
		(上限 28,	000 🖽)	→ (((((((((((((((((((<u> </u>	
		両方ある場合(①+②)	000 [])			
]	h IIA di E	
		③新個人年金控除額 工 個人年金保険料控除額			合計	
		4 旧個人年金控除額 分	000 - '	①~①のうち一番カ	ほうい額 一	7
		両方ある場合(③+④) (上限 28,	000円)	→		
				介護医療保険料技	空除額	
		⑤介護医療控除額		→		\downarrow
		生命保	険料控除額	(最高額は 70,000円)		円
		*		//DBA (+ 4- 1) @ /DBA (
		前年中に、損保契約のうち地震等抗				
		※地震保険料・旧長期損害保険				
		※同一契約で地震保険料と旧長	期損害保険料	かめる場合はとちられ	い一方のみ控例	F
		①地震保険料	1			
		支払保険料の計		控除額		
地震	保険料	~ 50,000	0円 支払係	保険料×1/2		
控除	:	50,001円~	25 00			
	•	,	25, 000	0円		
	•	②旧長期損害保険料	25,000	0円		
		,	25, 000	0 円 控除額		
	`	②旧長期損害保険料 支払保険料の計	25,000	控除額		
	`	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000	0円 支払係	控除額		
	`	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000	0円 支払係	控除額 保険料全額 保険料×1/2+2,500円		
	`	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000	〇円 支払係 〇円 支払係 10,000	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円		控除額
υ		②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~	O円 支払係 O円 支払係 10,000 も該当する場	控除額 保険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円		控除額
٢	ひとり親	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円 ~ 15,000 15,001円 ~ あなたが次の①~④のいずれに	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 場合 Eの明らかでない人		
ک ا		②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場 配偶者の生死 計を一にする	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 場合 Eの明らかでない人		控除額30万円
と り 親		②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場 配偶者の生死 計を一にする	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 場合 Eの明らかでない人 o子のある人		
とり親・		②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が 48 万円以下の生 ③合計所得金額が 500 万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場 配偶者の生死 計を一にする り人	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 の円 のの円 のの明らかでない人 の子のある人		
とり親・寡		②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場 配偶者の生死 計を一にする り人 にあると認め る場合(※ひ	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 場合 Cの明らかでない人 5子のある人 oられる人がいない とり親に該当する場合	を除く)	
とり親・寡婦	ひとり親	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶我	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場配偶者の生死 計を一にする)人 にあると認め る場合(※ひん 養親族を有し	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 合合 の明らかでない人 ら子のある人 のられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500	を除く)	30万円
とり親・寡婦控		②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶 事実上の婚姻関係にあると認	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当する場の生死 計を一にする)人 にあると認め る場合(※ひし あられるか	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 6合 たの明らかでない人 か子のある人 かられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500	を除く) 万円以下で	
とり親・寡婦	ひとり親	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶 事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当すの生死 計を一にする り人 にあると認め る場族を有人の 養親族なる人が 夫の生死の明	控除額 R除料全額 R除料全額 R除料×1/2+2,500円 0円 0円 6合 の明らかでない人 かられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500	を除く) 万円以下で 計所得金額	30万円
とり親・寡婦控除	みとり親	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶 事実上の婚姻関係にあると認	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当者のよう もは出る。 がにあると認める。 るのでである。 るのでである。 であるののである。 であるののである。 であるののである。 であるののである。 であるののである。 できるののである。 できるののである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのである。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできるのできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	控除額 R険料全額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 の円 のの明らかでない人 の子のある人 のられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500 がいない 目らかでない場合で、合	を除く) 万円以下で 計所得金額	30万円
とり親・寡婦控除 勤労	ひとり親 寡婦	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が 48 万円以下の生 ③合計所得金額が 500 万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持 事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が 500 万円以下であり、事実	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該者のにする 当のはまる。 にあると。 ※をるのが るくりである。 をあるのが るりである。 をあるのが るりである。 であるのが のが はいまする。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 0円 R合 Eの明らかでない人 の子のある人 のられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500 いない 目らかでない場合で、合 ほこあると認められる人 にあると認められる人	を除く) 万円以下で 計所得金額	30万円
とり親・寡婦控除	ひとり親 寡婦	②旧長期損害保険料 支払保険料の計	0円 支払係 0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該当すのは も配けを も配けを も配けを は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	控除額 R除料全額 R除料×1/2+2,500円 0円 6合 の明らかでない人 か子のある人 かられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500 パいない 1らかでない場合で、合 にあると認められる 「得金額が75万円以下	を除く) 万円以下で 計所得金額	30万円 26万円 26万円
とり親・寡婦控除 勤控 労除	ひとり親 寡婦 学生 :	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生 つ給与所得以外の所得が10万円あなたや同一生計配偶者、扶養	0円 支払係 0円 支払係 0円 10,000 も該者のによる。 当者のにする。 当者のにする。 当のはものでする。 が有人にある合族ののででいる。 ででいる。 でではいる。 でではいる。 でではいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 で	控除額 R除料全額 R除料全額 R除料×1/2+2,500円 0円 B合 Cの明らかでない人 の子のある人 のられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500 がいない Bらかでない場合で、合 にあると認められる人 に得金額が75万円以下 場合	を除く) 万円以下で 計所得金額 人がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 控除額
とり親・寡婦控除 勤控 労除	ひとり親 寡婦	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生っ つ給与所得以外の所得が10万円 あなたや同一生計配偶者、扶養 ①一般障害者(身体障害者手帳3~6条	①円 支払係の で 支払係の 10,000 も 10,0	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円	を除く) 万円以下で 計所得金額 人がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 控除額 26万円
とり親・寡婦控除 勤控 労除	ひとり親 寡婦 学生 :	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が 48 万円以下の生 ③合計所得金額が 500 万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が 500 万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生活の給与所得以外の所得が 10 万円 あなたや同一生計配偶者、扶養 ①一般障害者(身体障害者手帳 3~6条	0円 支払係 0円 支払係 10,000 も該者のにする 当者のにする が、たるののが、でいる は親らののが、でで下が、神障害者保 の、ない、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 の円 のの明らかでない人 の子のある人 のられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500 がいない 目らかでない場合で、合 にあると認められる人 にあると認められる人 にあると認められる人 にあると認められる人 にあると認められる人	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 控除額 26万円 30万円
とり親・寡婦控除 勤控 労除	ひとり親 寡婦 学生 :	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が 48 万円以下の生 ③合計所得金額が 500 万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持 事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が 500 万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生活の給与所得以外の所得が 10 万円あなたや同一生計配偶者、扶養 ①一般障害者(身体障害者手帳 3~6 8 ②特別障害者(身体障害者手帳 1・2 8	0 円 支払係の	控除額 R険料全額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 0円 6合 この明らかでない人 らられる人がいない とり親に該当する場合 、合計所得金額が500 いない 日らかでない場合で、合 私にあると認められる人 「得金額が75万円以下 場合 である場合 健福祉手帳2・3級、療育手帳 A 健福祉手帳1級、療育手帳 A	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 控除額 26万円 30万円 53万円
とり親・寡婦控除 勤控 労除	ひとり親 寡婦 学生 :	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~15,000 15,001円~ 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生 つ給与所得以外の所得が10万円 あなたや同一生計配偶者、扶養 ①一般障害者(身体障害者手帳3~6% ②特別障害者(身体障害者手帳1・2% ③同居特別障害者(②のうちあなた)	の円 支払係の 10,000 も配計 人に る養め夫上徒り親 なる は 10,000 も 1	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 6合 5の明らかでない人 0られる人がいない とり親に該当する場合 いない らたかでない場合で、合 るにあると認められる人 にあると認められる人 にあると認められる人 にあると認められる人 にある場合 健福祉手帳2・3級、療育手帳 健福祉手帳1級、療育手帳名 にする親族と同居している 、48万円以下の場合	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 控除額 26万円 30万円
とり親・寡婦控除 勤控 労除	ひとり親 寡婦 学生 :	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生 つ給与所得以外の所得が10万円あなたや同一生計配偶者、扶養 ①一般障害者(身体障害者手帳1・2条 ③同居特別障害者(身体障害者手帳1・2条 ③同居特別障害者(②のうちあなたなあなたと生計を一にする親族の合一般の扶養親族(平成17年1月	の円 支払係の 10,000 もの円 10,000 ものに 2 支払係の 10,000 ものに 3 対象のに 3 対象の 2 対象のに 4 対象ののでで、下が神障をとってが神障をとってが神神にと金ので、下が神障をと金ので、下が神障をと金ので、下が神障をと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にと金ので、下が神神にとって、「ないので、」で、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、」で、「ないので、」は、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、」は、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、」は、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、「ないので、」は、「ないので、「ないので、」は、「ないので、「ないので、」は、いいので、」は、「ないので、」は、「ないので、」は、いいので、」は、いいので、、」は、いいので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こ	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円 6合 6の明らかでない人 かられる人がいない とり親に該当する場合 、たかない らかでない場合で、合う にあると認められる人 にあるとは、 にある場合 とにある場合 とにする親族と同居している で 48 万円以下の場合 20 年 1 月 1 日生)	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 控除額 26万円 30万円 53万円
とり親・寡婦控除の勤控を問題を引き、これの関係を関する。	ひとり親 寡婦生 ::: *者控除	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す・ ①夫と離婚した後再婚せず、扶 事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生 つ給与所得以外の所得が10万円 あなたや同一生計配偶者、扶養・ ①一般障害者(身体障害者手帳3~6系 ②特別障害者(身体障害者手帳3~6系 ②特別障害者(②のうちあなたが あなたと生計を一にする親族の合一般の扶養親族(平成17年1月一般の扶養親族(昭和29年1月	①円 支払係の で	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 <u>控除額</u> 26万円 30万円 53万円 控除額 33万円
とり親・寡婦控除の勤控を時においている。	ひとり親 寡婦 学生 :	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す ①夫と離婚した後再婚せず、扶持事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生 つ給与所得以外の所得が10万円あなたや同一生計配偶者、扶養 ①一般障害者(身体障害者手帳1・2条 ③同居特別障害者(身体障害者手帳1・2条 ③同居特別障害者(②のうちあなたなあなたと生計を一にする親族の合一般の扶養親族(平成17年1月	①円 支払係の で	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	26万円 26万円 控除額 26万円 30万円 53万円 控除額
とり親・寡婦控除 勤控 障 労除 害	ひとり親 寡婦生 ::: *者控除	②旧長期損害保険料 支払保険料の計 ~ 5,000 5,001円~ 15,000 15,001円~ あなたが次の①~④のいずれに ①現に婚姻をしていない人又は ②総所得金額が48万円以下の生 ③合計所得金額が500万円以下の ④事実上の婚姻関係と同様の事情 あなたが次のいずれかに該当す・ ①夫と離婚した後再婚せず、扶 事実上の婚姻関係にあると認 ②夫と死別した後再婚せず又は が500万円以下であり、事実 あなたが特定の学校の学生・生 つ給与所得以外の所得が10万円 あなたや同一生計配偶者、扶養・ ①一般障害者(身体障害者手帳3~6系 ②特別障害者(身体障害者手帳3~6系 ②特別障害者(②のうちあなたが あなたと生計を一にする親族の合一般の扶養親族(平成17年1月一般の扶養親族(昭和29年1月	の円 支払係の 10,000 も 10	控除額 R険料全額 R険料×1/2+2,500円 0円	を除く) 万円以下で 計所得金額 がいない であり、か	30万円 26万円 26万円 <u>控除額</u> 26万円 30万円 53万円 控除額 33万円

16 歳未満の 扶養親族

あなたに平成20年1月2日以後生まれの扶養親族がいる場合は、市民税・県民税の非 課税判定を行う際に必要となりますので、必ず記入してください。

ただし、所得控除の対象にはなりません。

- ※ひとり親・寡婦控除の対象かどうかは令和5年12月31日の現況での判断となり、生計を一にする子 とは、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
- ※障害者控除の対象かどうかは令和5年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)時点の現況で 判断します。
- ※「扶養親族」とは、令和5年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)の現況が次のいずれに も該当する人をいいます。
- ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)である
- あなたと生計を一にしている 合計所得金額が48万円以下である
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない ・白色申告者の事業専従者でない
- ※市民税・県民税の非課税範囲については、各人の所得や所得控除等の内容によって変わります。 詳細については税務課個人市民税係へお問い合わせください。

〇配偶者(特別)控除の速算表

		あなたの合計所得金額		
	生計を一にする配偶者の合 計所得金額が 48 万円以下 (同一生計配偶者)	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	(1.3 = = 1.140 1-3 = 7	控除額	控除額	控除額
1011-3 11 121-31	控除対象配偶者 (昭和 29 年 1 月 2 日以後生)	33 万円	22 万円	11 万円
	老人控除対象配偶者 (昭和 29 年 1 月 1 日以前生)	38 万円	26 万円	13 万円
	生計を一にする配偶者の合 計所得金額が 48 万円超 133 万円以下	đ	6なたの合計所得金	額
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
		控除額	控除額	控除額
	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
配偶者特別 控除	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

- ※「同一生計配偶者」とは、令和5年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)時点で、あなたと 生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。青色申告者の事業専従者として給与の支 払を受けている人や白色申告者の事業専従者となっている人は「同一生計配偶者」に該当しません。
- ※「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合の配 偶者をいいます。
- ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用はありません。
- ※夫婦がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

○基礎控除の速算表

合計所得金額	控除額
2, 400 万円以下	43 万円
2, 400 万円超 2, 450 万円以下	29 万円
2, 450 万円超 2, 500 万円以下	15 万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はありません。

	医療費	前年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合			
 	控除	(支払った医療費の額ー補てん金の額) - (①10万円 ②総所得金額等の 5%)			
医療	(通常)	※①・②のうち低い額を差引 ※控除限度額は200万円			
費	セルフメディ	前年中に、あなたが市や勤務先が実施する健診(検診)、予防接種等の「一定の取組」を行い、			
控	ケーション	あなたやあなたと生計を一にする親族のスイッチOTC 医薬品購入費を支払った場合			
除	税制	(支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入費ー補てん金の額) - 12,000円			
床	(医療費控	※対象品目の場合はレシート等に記載 ※控除限度額は88,000円			
	除の特例)	※通常の医療費控除と重複適用は不可。適用希望の場合は「セルフメディケーション税制を適用」欄に✓			

税額から差し引かれる金額(税額控除)の留意事項

〇ふるさと納税ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例)を適用した場合、この申告書を提出 すると無効になるため、市民税・県民税申告書裏面「13 寄附金に関する事項」の記入及び受領書の 提出が必要です。